

内閣参質一七一第二四〇号

平成二十一年七月二十四日

内閣総理大臣 麻生 太郎

参議院議長 江田 五月 殿

参議院議員松野信夫君提出チツソに対する抜本的金融支援措置に関する第三回質問に対し、別紙答弁書を  
送付する。



参議院議員松野信夫君提出チツソに対する抜本的金融支援措置に関する第三回質問に対する答弁書

一について

御指摘の「補助金」がどのようなものを想定しているのか明らかではないため、お尋ねにお答えすることは困難である。

なお、前回答弁書（平成二十一年六月二十六日内閣参質一七一第二〇八号。以下「前回答弁書」という。）一についてでお答えしたとおり、「平成十二年度以降におけるチツソ株式会社に対する支援措置について」（平成十二年二月八日閣議了解）に基づく国庫補助金を熊本県に交付しているのは、同県がチツソ株式会社等への貸付金の返済を猶予することにより同県による「患者県債」、「設備県債」及び「ヘドロ立替債」の償還に支障が生じることを避けるためである。

二について

前回答弁書二、三及び五についてでお答えしたとおりである。

